

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和5年6月15日(2023.6.15)

【公開番号】特開2023-54271(P2023-54271A)

【公開日】令和5年4月13日(2023.4.13)

【年通号数】公開公報(特許)2023-069

【出願番号】特願2023-26509(P2023-26509)

【国際特許分類】

G 0 7 G 1 / 1 2 (2 0 0 6 . 0 1)

G 0 7 G 1 / 0 1 (2 0 0 6 . 0 1)

10

【 F I 】

G 0 7 G 1 / 1 2 3 2 1 L

G 0 7 G 1 / 1 2 3 0 1 E

G 0 7 G 1 / 1 2 3 2 1 H

G 0 7 G 1 / 0 1 3 0 1 D

G 0 7 G 1 / 0 1 3 0 1 E

G 0 7 G 1 / 1 2 3 3 1 A

G 0 7 G 1 / 1 2 3 6 1 E

20

【手続補正書】

【提出日】令和5年6月7日(2023.6.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

顧客が購入する商品の登録処理を実行する登録手段と、
 一取引で登録された前記商品の決済方法を指定する操作を受け付ける指定手段と、
 前記指定手段で指定された決済方法が電子マネー情報を用いる決済方法で且つ当該電子マネー情報で決済可能な金額が前記商品の代金を充足する場合に、値引又は割引のサービスを提供するための条件を満たすと判定する判定手段と、
 前記判定手段によって前記条件を満たすと判定された場合、前記商品の決済時に前記サービスを提供する提供手段と、
 前記判定手段によって前記電子マネー情報で決済可能な金額が前記商品の代金を充足しないと判定された場合、不足分の不足金額とともに、サービス提供時の商品総額を表示部に表示させる表示手段と、

30

を備える販売データ処理装置。

40

【請求項2】

前記表示手段は、前記判定手段によって前記電子マネー情報で決済可能な金額が前記商品の代金を充足しないと判定された場合、サービス非提供時の商品総額とサービス提供時の商品総額とを対比可能な状態で前記表示部に表示させる、
 請求項1に記載の販売データ処理装置。

【請求項3】

前記表示手段は、前記判定手段によって前記電子マネー情報で決済可能な金額が前記商品の代金を充足しないと判定された場合、当該金額のチャージを指示する操作を受け付けるための操作子を前記表示部に表示させる、
 請求項1又は2に記載の販売データ処理装置。

50

【請求項 4】

前記操作子が操作されると、前記顧客の電子マネー情報に追加分の金額をチャージするチャージ処理を実行するチャージ手段を更に備え、
前記判定手段は、前記チャージ処理の実行後、前記電子マネー情報で決済可能な金額が前記商品の代金を充足するか否かの判定を行う、
請求項 3 に記載の販売データ処理装置。

【請求項 5】

販売データ処理装置のコンピュータを、
顧客が購入する商品の登録処理を実行する登録手段と、
一取引で登録された前記商品の決済方法を指定する操作を受け付ける指定手段と、
前記指定手段で指定された決済方法が電子マネー情報を用いる決済方法で且つ当該電子マネー情報で決済可能な金額が前記商品の代金を充足する場合に、値引又は割引のサービスを提供するための条件を満たすと判定する判定手段と、
前記判定手段によって前記条件を満たすと判定された場合、前記商品の決済時に前記サービスを提供する提供手段と、
前記判定手段によって前記電子マネー情報で決済可能な金額が前記商品の代金を充足しないと判定された場合、不足分の不足金額とともに、サービス提供時の商品総額を表示部に表示させる表示手段と、
して機能させるためのプログラム。

10

【手続補正 2】

20

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

実施形態の販売データ処理装置は、顧客が購入する商品の登録処理を実行する登録手段と、一取引で登録された前記商品の決済方法を指定する操作を受け付ける指定手段と、前記指定手段で指定された決済方法が電子マネー情報を用いる決済方法で且つ当該電子マネー情報で決済可能な金額が前記商品の代金を充足する場合に、値引又は割引のサービスを提供するための条件を満たすと判定する判定手段と、前記判定手段によって前記条件を満たすと判定された場合、前記商品の決済時に前記サービスを提供する提供手段と、前記判定手段によって前記電子マネー情報で決済可能な金額が前記商品の代金を充足しないと判定された場合、不足分の不足金額とともに、サービス提供時の商品総額を表示部に表示させる表示手段と、を備える。

30

40

50